

令和 8 年度銚田市公共交通等事業者燃料価格高騰対策支援金交付要綱

令和 8 年 4 月 21 日

銚田市告示第 97 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、燃料価格高騰の影響を受けながらも運行を継続している地域公共交通等事業者の事業継続を支援することで市民の安全・安心な移動手段を維持するため、予算の範囲内において銚田市公共交通等事業者燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、銚田市補助金等交付規則（平成 17 年銚田市規則第 37 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「運送法」という。）第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を行う者をいう。
- (3) 自動車運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号。以下「代行業法」という。）第 4 条の認定を受けている者をいう。ただし、第 6 条に規定する交付申請時において、国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年 5 月国土交通省令第 62 号。「以下「代行業法施行規則」という。」第 2 条に規定する保険（共済）契約を締結していることの証明書（車両の異動事実が分かるものを含む。）を提出できる者に限る。

(支援対象事業者)

第 3 条 支援の対象となる者（以下「支援対象事業者」という。）は、令和 8 年 4 月 1 日現在において事業を営んでいる次に掲げる事業者とする。

- (1) 市内に本社又は営業所を置くバス事業者（運送法第 38 条に基づき、国土交通大臣に事業の休止の届出を行い、事業を休止している者を除く。）
- (2) 市内に本社又は営業所を置くタクシー事業者（運送法第 38 条に基づき、国土交通大臣に事業の休止の届出を行い、事業を休止している者を除く。）
- (3) 市内に主たる営業所を置く自動車運転代行業者

(交付の条件)

第 4 条 支援対象事業者は、交付申請の日において、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの間に当該事業に係る運賃収入又は売上を得ていること。
- (2) 今後において事業を継続する意思を有すること。
- (3) 市税等の滞納がないこと（市から徴収猶予を受けている場合又は市と納付誓約を締結している場合を除く。）。
- (4) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が銚田市暴力団排除条例（平成 23 年銚田市条例第 13 号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関

係者に該当、関与していないこと。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) バス事業者及びタクシー事業者 令和8年4月1日時点で市内の営業所で保有する事業用車両（一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）の用に供する事業用自動車として届出がされているものに限る。）の乗車定員に応じて、次に定める額とする。ただし、令和8年4月1日時点において市の委託業務の用に供する又はその予定があつて取得した車両は除くものとする。

ア 乗車定員11人以上の車両 1台当たり3万5千円とする。

イ 乗車定員11人未満の車両 1台当たり2万円とする。

(2) 自動車運転代行業者 令和8年4月1日時点で市内の主たる営業所で保有する代行業法第2条第7項に規定する随伴用車両（以下「随伴用車両」という。）1台当たり2万円とする。

(支援金の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年度鉾田市公共交通等事業者燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、市長が定める期間内に提出するものとする。

(1) バス事業者及びタクシー事業者

ア 事業の許可を受けていることを証する書類の写し

イ 令和7年4月から令和8年3月までの運賃等収入額が確認できる書類の写し

ウ 令和8年4月1日の時点において国土交通省関東運輸局茨城運輸支局に届出がされている事業用車両の台数が確認できる各旅客自動車運送事業の事業計画の写し

エ 保有車両に係る自動車検査証（有効期間が満了していないもの）の写し

オ 誓約書兼同意書（様式第2号）

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 自動車運転代行業者

ア 事業の認定を受けていることを証する書類の写し

イ 令和7年4月から令和8年3月までの売上等収入額が確認できる書類の写し

ウ 随伴用車両に係る自動車検査証（有効期間が満了していないもの）の写し

エ 代行業法施行規則第2条に規定された保険（共済）契約を締結していることを証するもの（車両の異動事実が分かるものを含む。）

オ 誓約書兼同意書（様式第2号）

カ その他市長が必要と認める書類

2 第1項の規定による交付申請は、1支援対象事業者につき一度限りとし、複数の業種を合わせ行う事業者であっても同様とする。

(交付の決定及び確定)

第7条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、当該申請に係る支援金交付の適否を審査し、適正と認めた場合は、交付すべき支援金の額を確定し、速やかに令和8年度鉾田市公共交通等事業者燃料価格高騰対策支援金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により

申請者に通知するとともに、併せて支援金を支払うものとする。

- 2 市長は、前条の規定により支援金の交付をしないことを決定したときは、速やかに申請者に対し、令和8年度鉾田市公共交通等事業者燃料価格高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号に該当する場合には、前条第1項の規定による支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

- 2 市長は、交付決定者について前項各号の疑義がある場合は、当該交付決定者を調査し、若しくは報告を求め、又は、関係機関へ照会することができる。

- 3 市長は、第1項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第9条 市長は、前条の取消しを行った場合において、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の全部又は一部の返還を命ずる場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

- 3 交付決定者は、前項により支援金の返還を求められた場合は、速やかに市に支援金を返還しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月21日から施行する。

（失効）

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第7条第1項の規定により交付決定を受けた者については、前項の規定にかかわらず失効後も、なおその効力を有する。